

## 【事例⑤】

[ソフト対策] (同種施設間協力の取組)

### 非常災害時相互応援協定の締結

施設名	所在地	施設種別
たぶせ苑	山口県熊毛郡田布施町大字宿井406	特別養護老人ホーム
やまと苑	山口県光市岩田267	〃
光富士白苑	山口県光市虹ヶ浜二丁目5-7	〃
松寿苑	山口県下松市大字来巻944-1	〃
ほしのさと	山口県下松市生野屋南一丁目13-1	〃
天王園	山口県周南市大字大河内1109-2	〃
友愛園	山口県周南市大字須々万本郷28-1	〃
やまなみ荘	山口県周南市大字鹿野上2755-1	〃
福寿荘	山口県周南市大字米光361	〃
やすらぎ苑	山口県周南市大字湯野158	〃
とくち苑	山口県山口市徳地八坂1330	〃
周南市鼓海園	山口県周南市孝田町1-38	〃
(12施設)		

#### [ 取組の概要 ]

周南地区に所在している施設を主体に、特別養護老人ホーム12施設で、災害時における入所者の処遇等についての協力を約した、施設間協定を締結している。

#### [ 取組の経緯 ]

周南地区に所在する介護老人福祉施設で介護保険等に関する各施設同士の意見交換の場として周南地区介護老人福祉施設運営懇談会が、組織された。

災害時における入所者の処遇等については、各施設で不安を感じていたことから、懇談会の場で、施設間での協力について、提案、検討された。

#### [ 取組の状況 ]

周南地区介護老人福祉施設運営懇談会に加盟する施設において、協定を締結。

被災の程度や入所者の人数等は、その時の状況によって異なることから、詳細については、災害時に協議し、決定することとし、当該協定では、加盟施設が相互に協力することを趣旨として、取り決めた。

## 非常災害時相互応援協定書

### (目的)

第1条 この協定は、周南地区介護老人福祉施設運営懇談会（以下「運営懇談会」という。）加入施設が被災した場合、当該施設の要請に応じて、加入施設が相互に協力して被災施設の応援をすることについて必要事項を定めることを目的とする。

### (対象とする災害)

第2条 火災や地震、風水害等により被災し、被災施設だけでは、入所者の処遇や復旧が困難な災害を対象とする。

### (相互応援の内容)

第3条 この協定による相互応援の内容は、被災のため一時的に処遇が困難になった入所者の受け入れ、復旧に必要な人的及び物的な応援など総合的な応援援助を行う。

### (協定書細目)

第4条 この協定を、より実効性のあるものとするため、別に非常災害時相互応援協定書細目を定める。

### (協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の変更若しくは疑義が生じたときは、運営懇談会で協議決定する。

### (協定書の保管)

第6条 この協定を証するため、運営懇談会加入施設長がそれぞれ押印し、各自1通を保管する。

### 附則

この協定は平成21年1月20日から効力を生ずる。

### 協定締結日

平成21年1月20日

## 非常災害時相互応援協定書細目

### （目的）

第1条 この細目は、非常災害時相互応援協定をより実効性のあるものとするために必要な事項について定めることを目的とする。

### （相互応援）

第2条 協定に参加する施設は、被災施設から応援の要請があった場合は、可能な限りその要請に応えられるよう努めるものとする。

### （経費の負担）

第3条 応援に要した費用のうち、人的な応援については、応援側の負担とし、その他の費用については協議の上決定する。

### （災害の補償）

第4条 この協定による応援により、万一負傷等の人身事故が生じた場合には、応援側が補償（労働者災害補償保険法に基づく申請）する。

### （その他）

第5条 その他必要事項については、周南地区介護福祉施設運営懇談会で協議決定する。

### 附則

この協定は平成21年1月20日から効力を生ずる。